

5. 参考資料

5.1 第1章関連

— 不良債権処理の構造改革の基本方針に基づいた様々な具体的な施策 —

図表 5-1 金融に関する主な施策

1996.6	ペイオフ凍結（改正預金保険法 施行）
1998.2	「金融安定化 2 法」施行（改正預金保険法と金融機能安定化緊急措置法）
1998.7	金融再生トータルプラン
1998.9	SPC 法（特定目的会社の証券発行による特定資産の流動化に関する法律）施行
1998.10	金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）施行
1998.10	金融早期健全化法（金融機能早期健全化法）施行
1998.12	金融システム改革関連法 施行 (新興市場の登場)
1998.12	金融再生委員会設置法 施行
1999.3	金融再生委員会、主要 15 行への資本増強承認
1999.4	整理回収機構発足
2000.11	改正 SPC 法（資産の流動化に関する法律）施行
2001.4	改正預金保険法 施行（金融危機対応）
2001.4	経済対策閣僚会議の「緊急経済対策」に株式保有制限・株式買取スキームが盛り込まれる。⇒不良債権のオーバーランス化（2年3年ルール）・企業再建の円滑化・銀行の株式保有の制限
2001.6	経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針 2001（骨太の方針 2001）公表
2002.1	改正金融再生法 施行
2002.4	より強固な金融システム構築に向けた施策（5割8割ルール）公表
2002.4	ペイオフ部分解禁（改正預金保険法 施行）
2002.6	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（骨太の方針 2002）公表
2002.10	金融再生プログラム－主要行の不良債権問題を通じた経済再生－ 公表
2002.11	金融再生プログラム工程表 公表
2003.3	リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム 公表
2003.6	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（骨太の方針 2003）公表
2004.6	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（骨太の方針 2004）公表
2004.8	金融機能強化法（金融機能の強化のための特別措置に関する法律）施行
2004.12	金融改革プログラム 公表
2005.3	地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム 公表
2005.3	金融改革プログラム工程表 公表
2005.4	ペイオフ全面解禁（改正預金保険法 施行）

— 企業再生の構造改革の基本方針に基づいた様々な具体的な施策 —

図表 5-2 企業再生に関する主な施策

1999.10	産業活力再生特別措置法 施行
1999.10	株式移転・交換制度 施行
2000.4	会社分割制度 施行
2000.4	和議法 廃止
2000.4	民事再生法 施行
2001.4	企業組織再編税制 施行
2001.9	私的整理ガイドライン 制定
2001.11	RCC に「企業再生本部」設置
2002.1	改正金融再生法 施行
2002.11	「産業再生・雇用対策戦略本部」発足（閣議決定）
2002.12	「企業・産業再生に関する基本方針」決定
2003.4	改正会社更生法 施行
2003.4	改正産業活力再生特別措置法 施行
2003.4	株式会社産業再生機構法 施行
2005.1	改正破産法 施行

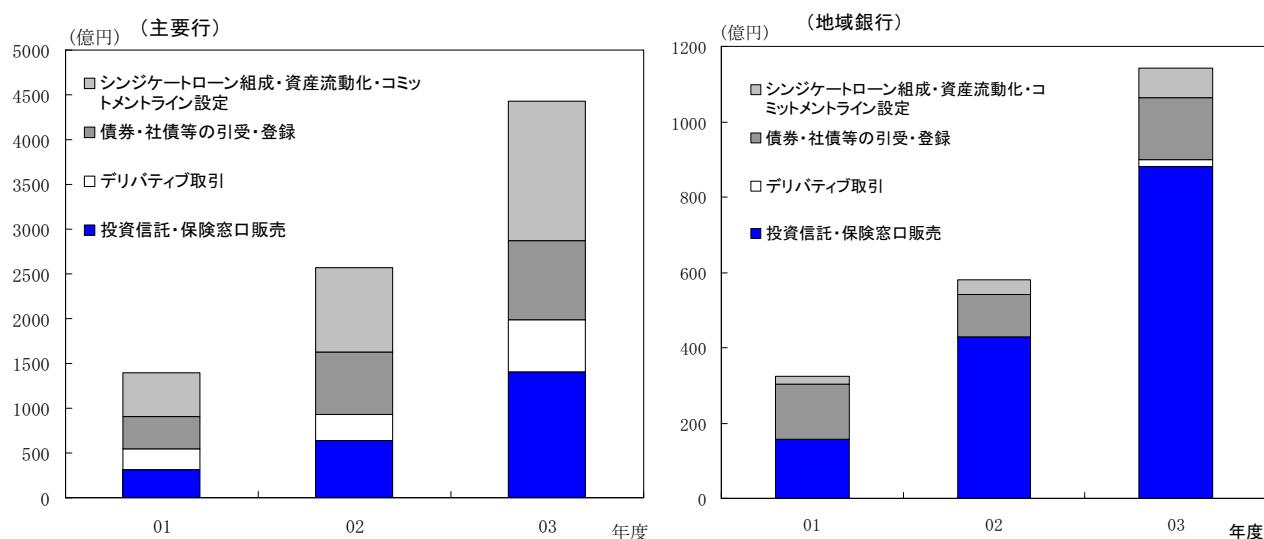
— 銀行の収益源の拡大 —

近年、規制緩和等の影響もあり、我が国でも手数料ビジネス等の非金融収益は拡大している。

内容的には、主要行では、「シンジケートローン組成・資産流動化・コミットメントライン設定」と「投資信託・保険窓口販売」が中心となっている。

一方、地域銀行では、「投資信託・保険窓口販売」が大宗を占めている。

図表 5-3 手数料ビジネスの拡大



(備考) 日本銀行「全国銀行の決算状況」より作成

5.2 第2章関連

一 金融再生法に基づく開示債権 一

金融再生法では、銀行の保有する債権（貸出金と支払承諾見返等を含む）を債務者の状況に応じて分類し、それぞれの金額を開示することとなっている。

これは、金融システムの安定のために、回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性に応じて債権を区分することを目的として実施している。

図表 5-4 金融再生法に基づく開示債権

分類	内 容
不良債権	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう
	②危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう
	③要管理債権 3カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権をいう。） 貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権をいう） ※いずれもI及びIIの債権を除く。
正常債権	④正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①②③以外のものに区分される債権をいう

(備考) 金融再生法 7条及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則 4条及び6条より作成

一 銀行法に基づくリスク管理債権 一

銀行法に基づく開示債権は、リスク管理債権と呼ばれ、金融再生法に基づく開示債権と異なり貸出金のみを対象としている。

銀行の業務の公共性にかんがみ、銀行の財務内容の透明性を確保するために開示しているものである。

図表 5-5 銀行法に基づくリスク管理債権

分類	内 容
不良債権	(1) 破綻先債権 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、商法の規定による整理開始又は特別清算開始等の事由に該当するもの
	(2) 延滞債権 未収利息不計上貸出金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。
	(3) 3カ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。)をいう。
	(4) 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金 ((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)をいう。

(備考) 1. 銀行法 21 条、銀行法施行規則 19 条の 2~19 条の 4 より作成

2. 銀行法に基づくリスク管理債権に含まれる貸出金の範囲は、(a)1993 年 3 月期から 1995 年 3 月期まで、(b)1996 年 3 月期から 1997 年 3 月期まで、(c)1998 年 3 月期以降で異なるため、統計上注意が必要である

— 自己査定に基づく債権分類 (参考) —

返済の可能性の低い債権を的確に把握し、銀行が適切な償却や引当を行うため、自ら資産の価値を査定して分類することを目的としたものである。

自己査定は 1998 年 3 月の決算期から導入され、その後 1999 年 7 月から「金融検査マニュアル」を踏まえて、各銀行が自主的に作成した自己査定ルールに基づいて行われている。

なお、自己査定は、債務者の区分と債権の区分をマトリクスで管理するものであり、中間決算及び決算期に実施されている。

図表 5-6 自己査定に基づく債権分類 1 (債務者の区分)

債務者の区分	内 容
①正常先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
②要注意先	金利減免・棚上げを行つてあるなど貸出条件に問題のある債務者 元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者 業況が低調ないしは不安定な債務者 財務内容に問題がある債務者 など今後の管理に注意を要する債務者 ※要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。
③破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の

債務者の区分	内 容
	進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）
④実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
⑤破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。

(備考) 金融庁「金融検査マニュアル：信用リスク検査用マニュアル」より作成

図表 5-7 自己査定に基づく債権分類 2（債権の区分）

債権の区分	内 容
非分類	「II分類、III分類及びIV分類としない資産」 回収の危険性又は価値の毀損の危険性について、問題のない資産
II分類	「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産」
III分類	「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」 ただし、III分類については、金融機関にとって損失額の推計が全く不可能とするものではなく、個々の資産の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により損失額を見積ることが適当とされるものである。
IV分類	「回収不可能又は無価値と判定される資産」 なお、IV分類については、その資産が絶対的に回収不可能又は無価値であるとするものではなく、また、将来において部分的な回収があり得るとしても、基本的に、査定基準日において回収不可能又は無価値と判定できる資産である。

(備考) 金融庁「金融検査マニュアル：信用リスク検査用マニュアル」より作成

図表 5-8 債務者の区分と債権の区分の関係

債権の区分 ＼ 債務者の区分	非分類	II分類	III分類	IV分類
⑤破綻先				
④実質破綻先	預金担保等の優良担保・保証等で保全された部分	不動産等の一般担保・保証等で保全された部分	担保の評価額と处分可能見込額との差額	非分類・II分類・III分類以外の部分
③破綻懸念先				非分類・II分類以外の部分
②要注意先 (要管理先) (要管理先以外)		非分類以外の部分		
①正常先	正常先の債権 (全額)			

(備考) 全国銀行協会ホームページより作成

一 不良債権の処理 一

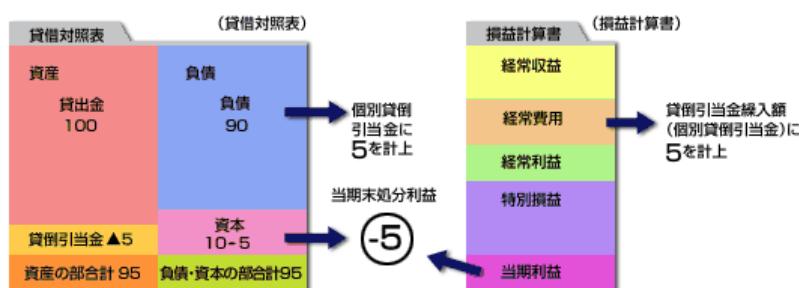
下記の数値例のように、不良債権処理（引当、償却）によって資本（自己資本）は減少する。

①引当

経営破綻となる懸念がある取引先等に対する貸出を資産に残したまま、将来の経営破綻に備えて事前に費用として貸倒引当金を計上すること

●不良債権処理の主な方法 貸出金 100（資産のうち 5 の不良債権を処理した場合の貸借対照表と損益計算書での処理）

貸借対照表・損益計算書での処理



上記数値例では、貸倒引当金▲5だけ計上されたのに伴い、資本が 10-5 と 5だけ減少

(備考) 全国銀行協会ホームページ

②償却（最終処理、オフバランス化）

倒産した取引先、実質的に経営が破綻している取引先に対する債権で回収が出来ないと判断した債権を資産（貸借対照表）から落とすことを指す。最終処理、オフバランス化とも呼ばれる。

●不良債権処理の主な方法 貸出金 100（資産のうち 5 の不良債権を処理した場合の貸借対照表と損益計算書での処理）

貸借対照表・損益計算書での処理



上記数値例では、貸出金を -5 して資産が減少、それによって資本が 10-5 と 5だけ減少

(備考) 全国銀行協会ホームページ

一 中小企業再生支援協議会の活動 一

図表 5-9 中小企業再生支援協議会の活動実績

都道府県	設置主体	相談取り扱い案件		再生計画策定		うち完了案件	
		H16年度增加数※	H16年度增加数※	支援案件	H16年度增加数※	H16年度增加数※	
北海道	札幌商工会議所	185	62	16	6	14	12
青森県	(財)21あおもり産業総合支援センター	65	37	13	12	2	1
岩手県	盛岡商工会議所	105	37	6	4	5	4
宮城県	(財)みやぎ産業振興機構	251	95	9	3	7	5
秋田県	秋田商工会議所	57	24	13	8	7	2
山形県	(財)山形県企業振興公社	80	27	12	6	7	6
福島県	(財)福島県産業振興センター	70	33	6	5	3	3
茨城県	水戸商工会議所	215	71	20	10	13	9
栃木県	宇都宮商工会議所	244	124	40	37	12	12
群馬県	(財)群馬県産業支援機構	109	46	12	10	6	5
埼玉県	さいたま商工会議所	189	93	31	21	22	22
千葉県	千葉商工会議所	162	86	29	15	22	13
東京都	東京商工会議所	222	99	41	17	21	16
神奈川県	(財)神奈川中小企業センター	134	78	24	14	13	13
新潟県	(財)にいがた産業創造機構	109	43	19	13	14	9
長野県	(財)長野県中小企業振興公社	78	28	9	6	7	7
山梨県	(財)やまなし産業支援機構	197	40	10	9	3	3
静岡県	静岡商工会議所	172	88	28	22	20	16
愛知県	名古屋商工会議所	171	75	22	16	10	9
岐阜県	岐阜商工会議所	98	55	9	5	5	4
三重県	(財)三重県産業支援センター	96	55	9	6	4	4
富山県	(財)富山県新世紀産業機構	87	45	12	7	5	3
石川県	(財)石川県産業創出支援機構	98	42	41	13	20	13
福井県	福井商工会議所	118	43	14	11	13	10
滋賀県	大津商工会議所	73	31	7	4	4	4
京都府	京都商工会議所	102	47	15	11	10	10
奈良県	奈良商工会議所	116	53	9	5	2	1
大阪府	大阪商工会議所	228	95	25	18	6	5
兵庫県	神戸商工会議所	152	42	21	13	11	7
和歌山県	和歌山商工会議所	55	20	11	7	7	5
鳥取県	(財)鳥取県産業振興機構	69	37	17	9	10	8
島根県	松江商工会議所	101	54	22	15	19	14
岡山県	(財)岡山県産業振興財団	357	137	24	13	14	9
広島県	広島県商工会議所	113	56	17	10	11	7
山口県	(財)やまぐち産業振興財団	117	57	31	18	22	15
徳島県	徳島商工会議所	77	38	15	7	9	7
香川県	高松商工会議所	158	66	14	9	4	4
愛媛県	松山商工会議所	72	31	22	17	8	8
高知県	高知商工会議所	71	48	16	12	4	3
福岡県	福岡商工会議所	135	65	15	7	13	11
佐賀県	佐賀商工会議所	121	63	11	8	3	2
長崎県	長崎商工会議所	116	41	13	10	7	5
熊本県	熊本商工会議所	123	74	12	8	8	7
大分県	大分県商工会連合会	76	40	10	7	6	5
宮崎県	宮崎商工会議所	47	18	9	4	6	2
鹿児島県	鹿児島商工会議所	128	51	10	5	9	8
沖縄県	那覇商工会議所	142	76	14	11	8	7
		6.061	2.666	805	504	456	355

(備考) 1. 中小企業庁「中小企業再生支援協議会の全体状況について」より作成
 2. 2005年3月31日現在
 3. 「H16年度増加数」はH16年4月14日実績と比較した増加数